台風・暴風雨・集中豪雨に伴う
措置について

1. 警戒警報「大雨・暴風・土砂災害」が発令されている場合

登校時の安全確保のために次の規定に従うこと。

NHK ニュースやインターネット，電話（177）等の情報で午前 7 時と午前 11 時の時点で判断する。

(1) 午前 7 時以前に解除された場合には，平常どおり授業をおこなう。

(2) 午前 7 時の時点で大雨・暴風警報のどちらかが発令されている場合には，自宅待機とする。

(3) 午前 11 時以前に解除された場合には 5 時限目から授業をおこなう。

(4) 午前 11 時以降に警報が発令されている場合には，自宅待機とする。

(5) 式根生について
にしきが就航していても警報が発令されている場合には，自宅待機とする。

(6) 上記を原則とするが，現地の気象状況を総合的に判断し，授業・行事等の実施如何について，別途連絡することがある。

2. 警報が解除され，登校する場合には，十分に注意して登校する。

3. 登校中に警報が発令された場合

下校等の措置（授業の打ち切りを含む）は，気象情報の内容で学校が適切に判断する。対応については必要に応じて担任等を通じて連絡する。

4. その他

学校への連絡は混雑が予想され，緊急の連絡に支障をきたす恐れがあるため，必要以上にしないようにすること。